

富良野市山部診療所における収納事務の委託に係る告示について

富良野市山部診療所における収納事務についての告示内容をお知らせします。

富良野市告示第 19 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により、
公金収入事務を次のとおり委託する。

令和 4 年 4 月 1 日

富良野市長 北 猛 俊

記

- 1 委託する事務の内容
富良野市山部診療所における使用料及び手数料の収納
- 2 委託者
社会福祉法人 北海道社会事業協会富良野病院（通称：富良野協会病院）
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日